

随意契約理由書

案件名称：田尻浄水場配水連絡管布設工事

契約番号：０８－８３－改－０１０８

本件は共同施設として、令和８年３月２６日より泉南市内にある中央配水場から田尻町内へ給水を供給することで、田尻浄水場の機能を廃止する予定となっていた。

しかし切替え前後を比較すると、配水圧力等の低下が見られ、安定供給ができない現状である。このままでは利用者の利便性が損なわれるため、暫定運用として田尻分岐からの直圧配水を実施すべく、緊急工事が必要になった。

については本工事を行うに当たり、実施可能な業者として、田尻町での更新工事の実績及び経験がある株式会社西浦水道工業所に問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

よって、地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第５号の規定により随意契約するものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第１３条（同運用第１３条関係第１項第７号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

契約番号：08-83-修繕-7902

案件名称：新家受水場ほか 電気設備修繕

本件は、新家受水池ほか1か所に設置している電気設備の修繕を行うものである。
電気設備の年次点検を行った電気主任技術者より、不具合報告及び至急修理対応の指示があった。

このため、本設備の保守業者である関西日立(株)に問い合わせたところ、緊急に施行をできることを確認した。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約するものである。

比較見積省略理由

大阪広域水道企業団契約規定第13条及び同運用第13条関係第1項第1号により比較見積りを省略する。